

法人事業税を申告する医療法人のみなさまへ

あん分計算の基礎とならない収入金額における補助金及び助成金収入等について

税務行政につきまして、日ごろより多大なご協力をいただきありがとうございます。

この度、「あん分計算の基礎とならない収入金額」の「特定の補助金及び助成金」の取扱いを下記のとおり見直ししました。

また、消費税の取扱いについても、記載要領に詳細を明記しましたので、お知らせします。

なお、**本改正は令和6年8月31日以後に終了する事業年度から適用**されますので、申告書作成にあたっては、変更内容に留意いただきますようお願いいたします。

1 あん分計算の基礎とならない収入金額の「特定の補助金及び助成金」について

(1) 見直しについて

【変更前】

国、地方公共団体及び国、地方公共団体が出資している公共、公益法人等からの、託児施設整備費補助金等施設整備に対する補助金又は助成金、雇用に対する補助金、借入に対する助成金



【変更後】

- ・ 圧縮損と相殺した結果、法人税の所得の算定上益金とならない補助金等
- ・ 国又は地方公共団体若しくはこれらに準ずる公的機関（国又は地方公共団体が出資をしている公共法人・公益法人等に限る。）から収入した施設整備に対する助成金、雇用に対する補助金、借入に対する助成金、臨床研修費補助金等

※ 補助金、助成金等の名目であっても、下記に該当するものは、「社会保険診療分を除く医療保健業に係る収入金額」に含める。

- ・ 医療保健業に対する業務の対価として支払われる委託料、協力金、手当等
- ・ 逸失利益に対する補填であるもの
- ・ 補助対象経費の定めがないもの（例：物価高騰緊急対策給付金） など

変更後は、賃上げ等の処遇改善支援補助金や医療関係者研修費補助金等も該当することになります。

(2) 経過措置について

令和6年8月31日から令和7年8月30日までに終了する事業年度分については、医療法人等の選択するところにより、従前の取扱いにより処理することは差し支えありません。

(3) 申告に際してのお願い

補助金、助成金（以下「補助金等」という。）の収入が「社会保険診療分を除く医療保健業に係る収入金額」に区分されるか、「あん分計算の基礎とならない収入金額」（医療法人等に係る課税所得金額の計算書（所得配分方式）では「除外収入」という。）に区分されるかは、おおむね上記（1）の考え方にに基づき、補助金等ごとに目的・用途などを確認のうえ、判断します。新たな補助金等を除外収入に計上しようとする際は、事前に管轄の県税事務所までご相談ください。

なお、近年は、1つの補助金等に「社会保険診療分を除く医療保健業に係る収入」及び「あん分計算の基礎とならない収入」が混在するものが多数存在します。このため、県税事務所にご相談いただく際には、補助金等の正式名称、交付機関、支出内容、内訳がわかるものをご用意のうえ、ご相談ください。

正式名称：高知県〇〇補助金	} 等
交付機関：高知県〇〇課	
支出内容：〇〇用設備一式	

また、関係書類の提出をお願いする場合がございますので、ご協力をお願いいたします。

2 消費税の取扱いについて（記載要領に「その他の留意事項」を追加）

(1) 税込経理により収入金額に消費税及び地方消費税が含まれている場合は、その消費税額は「社会保険診療分を除く医療保健業に係る収入金額」に含めません。

(2) 益金に計上した還付消費税額は「社会保険診療分を除く医療保健業に係る収入金額」に含めません。

ただし、税抜経理方式で、仮受消費税から仮払消費税を差し引いた金額より簡易課税制度を適用した場合の消費税の額が少ない場合には、その差額は益金に算入されますが、この場合の益金に算入した金額は、「社会保険診療分を除く医療保健業に係る収入金額」に含めます。

※経費配分方式で申告する場合については、以下のとおり読み替えるものとする。

- ・「あん分計算の基礎とならない収入金額」 → 「医療保健業の収入金額に含めない収入」
- ・「社会保険診療分を除く医療保健業に係る収入金額」 → 「その他の医療等に係る収入金額」

※詳しい変更内容については、税務課ホームページに掲載しております「医療法人等に係る課税所得金額の計算書の記載要領」等をご確認ください。

▷ URL：<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2021020200063/>

▷ 高知県ホームページ > 組織から探す > 税務課 > 県税の種類 > 「法人県民税」又は「法人事業税」 > 法人県民税・法人事業税 税率表、申請・届出様式一覧 > 医療法人等

お問い合わせ先（受付：平日 8:30～12:00、13:00～17:15）

・安芸県税事務所	☎0887-34-1161	・中央東県税事務所	☎088-866-8500
・中央西県税事務所	☎088-821-4652	・須崎県税事務所	☎0889-42-2366
・幡多県税事務所	☎0880-35-5972	・税務課	☎088-823-9309